

## 平戸市木質バイオマス設備導入可能性調査業務委託仕様書

## 1 業務名

平戸市木質バイオマス設備導入可能性調査業務

## 2 調査の目的

平戸市では、脱炭素社会（ゼロカーボンシティひらど）の実現のため、温室効果ガス排出量について2013年度を基準年度として2030年度に60%削減、2050年度までには実質ゼロを目指している。その実現には、市民、事業者及び行政が一体となった地域裨益型の取組みが重要であり、まずは行政自らが率先して取り組むとともに、地域全体の脱炭素化を牽引することが必要である。

本事業は、市が主体となり、市内において比較的規模が大きいボイラを有する施設を対象とし、木質バイオマスエネルギーシステム（熱利用）の導入可能性調査を行い、木質バイオマス熱利用先の開拓、木質チップ供給体制の構築及び木質チップ価格の低減化を図るとともに、地域特性を活用した地域裨益型の温暖化対策を通じて地域の課題解決や地域産業の振興に寄与することを目的とする。

## 3 履行期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務内容

(1) 導入対象施設調査及び木質バイオマスエネルギーシステム（熱利用）の導入可能性調査

木質バイオマスエネルギーシステム（熱利用）の導入検討対象施設（3施設）\*の現地調査、エネルギー需要調査を行い、対象施設における木質バイオマスエネルギーシステム（熱利用）の検討及び導入の事業性について調査する。

- ※導入検討対象施設
- ①平戸海上ホテル（長崎県平戸市大久保町2231番地3）
  - ②国際観光ホテル旗松亭（長崎県平戸市大久保町2520番地）
  - ③ホテル彩陽 WAKIGAWA（長崎県平戸市岩の上町1123番地）

(2) 対象施設への調査結果の説明

調査を行った対象施設へ、調査結果（経済性、システム内容、概算事業費など）の説明を行う。

(3) 導入設備の設計

調査を行った対象施設のうち、導入の優先度や事業実現性が最も高い施設について、導入システムの詳細設計（機器配置図、系統図、配管図、動力計装図）を行う。

(4) 報告書作成

(1)～(3)で実施した調査の成果、及び成果を踏まえ地域の民間事業者が導入に向けた検討材料となる「木質バイオマスエネルギー活用収支モデル」を作成し、報告書に取りまとめる。

## 5 調査手法

(1) 受託者が所有している知識のほか、資料調査、関係者へのヒアリング等に基づき、調査を行うものとする。ただし、本調査に必要な資料の提供については、平戸市を通じ関係機

関の協力を得るものとする。

- (2) 調査期間中は、調査経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。
- (3) 業務実施にあたっては、委託者と受託者で適宜協議し、両者共同で成果が出せるよう調査進行を企画するものとする。
- (4) 調査結果のとりまとめにあたっては、十分な専門的知見に基づき、調査結果全体について十分な照査を行い、信頼性の高いものにしなければならない。

## 6 報告書の作成・提出

### (1) 内容

業務内容を取りまとめた報告書の作成・提出を行う。

### (2) 成果品

- ア 調査報告書（日本工業規格 A 4 版の冊子）を提出する。
- イ ワード及びエクセルで作成された報告書のファイル及び PDF で作成された報告書のファイルを格納した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出する。
- ウ その他、平戸市が求める資料

### (3) 提出場所

平戸市 市民生活部 市民課

## 7 提出書類

### (1) 業務着手時

- ア 工程表

### (2) 業務完了時

- ア 業務完了報告書
- イ 成果物引渡書
- ウ 請求書

## 8 検査

受託者は、業務完了後に、成果品を提出し完成検査を受けること。業務途中でも委託者の請求があった場合には、検査に応じること。また、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

## 9 議事録の作成

受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、議事録を作成し提出しなければならない。

## 10 疑義

受託者は、業務実施に対し疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決すること。

## 11 注意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議し、監督員の下承を受けて調査を行うこと。

- (2) 調査への協力者（市職員以外の者）には、必要に応じ適正な報償・賃料を支払うこと。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 成果品の管理及び帰属は委託者とする。受託者は委託者の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料については、管理、保管を十分に行うとともに、情報の外部への漏えいについては十分注意すること。
- (6) 平戸市契約規則及び平戸市個人情報条例、その他関係条例を遵守すること。

## 12 その他

この仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。